

横浜市公告第90号

大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和元年6月14日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

届出事項	届出内容
大規模小売店舗の名称及び所在地	(仮称) 三和青葉区もえぎ野商業施設計画 青葉区もえぎ野1番の2
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社三和ホールディングス 代表取締役 小山 壮之 東京都町田市森野5丁目18番2号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社三和 代表取締役 小山 克己 東京都町田市森野5丁目18番2号 ほか
大規模小売店舗の新設をする日	令和2年1月22日
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	2,808 m ²
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 200台
駐輪場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 145台
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出書の添付図面記載のとおり 面積 56 m ²
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 届出書の添付図面記載のとおり 容量 18 m ³
大規模小売店舗において小売業を行う者の開	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時45分

店時刻及び閉店時刻	
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時30分から午後11時まで
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 入口3か所、出口3か所 位置 届出書の添付図面記載のとおり
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後10時まで

(添付図面は省略)

2 届出年月日

令和元年5月21日

3 縦覧場所

中区港町1丁目1番地

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

青葉区市ケ尾町31番地の4

横浜市青葉区役所総務部区政推進課

横浜市公告第92号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和元年6月14日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

港山下ナナイロビル

中区新山下一丁目2番8号

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

日本アセットマーケティング株式会社

代表取締役 越塚 孝之

東京都江戸川区北葛西4丁目14番1号

- (3) 変更しようとする事項

変更しようとする事項	変更前	変更後
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後10時まで	24時間

- (4) 変更する年月日

令和元年5月29日

- (5) 変更する理由

納品計画変更のため

2 届出年月日

令和元年5月28日

3 縦覧場所

中区港町1丁目1番地

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課